令和元年第5回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和元年5月31日(金)午後2時00分

場 所 サンフレッシュ白河

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(18名)

	1番	鈴	木	俊	信	委員		2番	熊	﨑	新	壽	委員
	3番	根	本	_	郎	委員		4番	小	松	勝	惠	委員
	5番	小	泉	光	敏	委員		6番	橋	本	賢	_	委員
	7番	樋	口	幹	夫	委員		8番	山	内	喜	_	委員
	9番	深	谷	宏	光	委員	1	0番	早	津	和	_	委員
1	1番	山	本	繁	夫	委員	1	2番	有	賀	良	雄	委員
1	3番	富	永		進	委員	1	4番	齋	藤		茂	委員
1	5番	塩	田	_	也	委員	1	6番	秋	元	幸	_	委員
1	7番	砂	塚		功	委員	1	9番	矢	野	正	則	委員
欠席農業	委員(:	1名)											

18番 北 野 唯 道 委員 出席農地利用最適化推進委員(18名)

茂	木	_	男	委員	髙	橋		亨	委員
鈴	木	信	秋	委員	鈴	木		實	委員
邊	見	敏	文	委員	篠	宮	匹	郎	委員
斎	藤	_	廣	委員	大大	て字	正	_	委員
深	谷		昭	委員	緑	Ш	喜	文	委員
和	知	俊	_	委員	鈴	木	滋	夫	委員
穗	積		正	委員	高	久		亨	委員
大	戸	文	治	委員	市	Ш	哲	夫	委員
藤	田	康	次	委員	梨	本	清	太	委員

欠席農地利用最適化推進委員(1名)

円 谷 隆 男 委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認につい て
- 4 議案第4号 白河市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に ついて

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

 事務局長
 斎藤 博秀
 次長兼係長
 大崎 泰弘

 副 主 査
 渡部 美紗
 主
 事 三浦 隆史

 表郷分室長
 山口 清美
 大信分室長
 鈴木 隆之

 東分室長
 飛知和利彦

◎開 会

事務局長 皆様、お疲れさまでございます。新緑が鮮やかな、1年で最も過ごしやすいシーズ ンを迎えております。同時に、本格的な農作業シーズンとなりましたが、田植え作業も終わ り、皆様方、一段落といったところではないでしょうか。

会議に先立ちましてお知らせいたします。本日の総会開催通知で、軽装の実施についてご 案内申し上げ、エコスタイルでの参加をお願い申し上げておりますが、市役所では5月1日 からノー上着、ノーネクタイ、ワイシャツ、スラックス着用を基本とする軽装での業務を実 施しております。実施期間を9月30日までとしておりますので、皆様方のご理解、ご協力を お願いいたします。

それでは、ただいまより農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達していますの で、令和元年第5回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、一部変更がございます。

農地法第5条その7について、5月28日付で申請人より申請取り下げの申し出がございま した。本日ご審議いただく議案は、農地法第3条関係が1件、農地法第5条関係が6件、農 業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が2件、合わせて9件と、白 河市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてをご審議いただきま す。よろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに矢野会長よりご挨拶をお願いいたします。

長皆さん、こんにちは。 会

今、局長の話にもありましたように、春の農作業が一段落したと思いますが、まだまだ管 理作業等、これから大変になってくると思います。気温も非常に高かったりして、皆様も健 康にも注意して作業をお願いしたいと思います。

また、本日は総会の後に、農地中間管理事業に関する研修会があります。皆様よろしくお 願いします。

◎議事録署名人選出

長それでは、会議に入ります。 会

総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名でありますが、議長指名でご異議ご ざいませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、3番、根本一郎委員、4番、小松勝惠委員の両名を 指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

18番、北野唯道委員、推進委員の円谷隆男委員の2名であります。

◎議案第1号

会 長 それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。 事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の 規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和 元年5月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

- 会 長 農地法第3条その1を事務局に説明をさせます。
- 事務局(三浦主事) それでは、3ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1朗読】

以上、その1の案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

梨本委員 東小野田地区担当委員の梨本です。

今回の申請について、5月25日に冨永委員とともに、譲渡人、譲受人に立ち合いいただい

て、申請内容について確認し、特に問題ないということを確認しました。 以上です。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議いた します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

4ページをごらんください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の 規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項 及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和元年5月31日提出。会長矢野正則。 以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議いたします。

事務局より説明をいたさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、5ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、皆様方の審議のほど、よろしく お願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

斎藤委員 白坂地区担当の斎藤です。

この件に関しまして、去る24日に山本委員、矢野会長と、あと設定人の娘さん、被設定人の担当のに出席をいただきました。内容については間違いないということで、周りの樹木を切って現状のまま使用するということですので、周辺農地への影響はないものと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をいたさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、10ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、皆様方の審議のほど、よろしく お願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷金山地区担当の鈴木でございます。

去る5月27日、被設定人、設定人は、体を悪くしているため、自宅にて書類の確認をして、問題ないということです。あと、橋本委員と私の3名で現地確認をしました。当地は、周辺は設定人所有地であっても耕作されていないため、周辺農地への影響はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をいたさせます。

事務局(大崎次長兼係長) 15ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、審議のほど、よろしくお願いい たします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷金山地区担当の鈴木です。

去る5月26日、橋本委員と私、被設定人は東京並びに所用があり来られないということで、 地元の行政書士で代理人及び地元の詳しい代理人をもう一人と設定人、5名で現地確認をい たしました。

当地は道路と住宅に囲まれており、周辺には農地がありません。農地の影響はないと思われます。ただ、住宅街ということで、農業委員の担当外ではあろうと思うんですけれども、ちょっとお聞きしました。それによりますと、地元説明会を開いており、地元の方にはそれなりに説明をしたと。また、周辺はフェンスで囲み、被害防止のため監視カメラをつける並びに何か設置後問題が起きたときは、代理人の一人が、地元担当ということで、速やかに東京と連絡をとりながら対応するというお話を聞いてまいりました。これをご報告します。

農地に関しての問題はないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をいたさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、20ページをごらんください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いた します。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、皆様方の審議のほど、よ ろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、邊見敏文推進委員の退 席を命じます。

(邊見敏文推進委員 退席)

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 大沼地区の鈴木俊信です。

今回の申請について、5月24日に樋口幹夫委員と現地調査を行いました。設定人に会い、申請内容について確認したほか、被設定人には電話で申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いないとのことでした。今回の転用による周辺農地への影響は特

にないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

邊見敏文推進委員の入場を認めます。

(邊見敏文推進委員 入場)

会 長 農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をいたさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、25ページをごらんください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、皆様方のご審議のほど、よろし くお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

十文字委員 小田川地区担当の十文字です。

今回の申請について、去る5月26日、小泉委員と現地調査を行いました。また、申請人の譲り渡し人、譲り受け人にもお会いし、申請内容について確認しました。申請の内容について間違いないとのことでした。今回の転用による周辺地の影響については、特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会長地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をいたさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、30ページをごらんください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内農地でございます。

農用地区域内農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。一時転地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、皆様方の審議

のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

大戸委員 大信信夫2地区担当の大戸です。

5月25日、秋元委員、設定人、あと被設定人、4人で立ち合い、申請内容には間違いないということで、あと周辺農地に影響はないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認に ついてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

40ページをごらんください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。令和元年5月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第2号について、承認することに ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第2号について原案のとおり承 認いたします。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 白河市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指

針」についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

42ページをごらんください。

議案第4号 白河市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について。 農業委員会等に関する法律第7条の規定により審議するものとする。令和元年5月31日提出。 会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、説明させていただきます。

まず根拠法令の農業委員会等に関する法律第7条でございますが、「その区域内における 農地等の利用の最適化の推進に関する目標及び推進の方法について指針を定めるように努め ること」、また「指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委 員の意見を聴かなければならない」とされております。

白河市農業委員会においては、農地利用の最適化に向けた活動につながるものとして、農地法第30条により、例年9月からの調査期間で耕作放棄地の把握、再生利用の推進など、農地利用状況調査を行っているところであります。

この活動もまた農地利用の最適化に向けた推進方法の一環でありますが、今般の農業委員会の活動では、さらに遊休農地の発生防止、農地利用の集積・集約化等が求められております。

昨年までの指針は、単年度での目標設定でありましたが、委員の改選を機に見直しを図り、 白河市農業委員会においても、全国の農業委員会で標準的な指針のスタイルとなっている数 年後の目標を立てて活動する指針に変更しようとするものであります。

また、指針を定めることは、調査報酬の財源である交付金を受ける条件でもあります。

ついては、白河市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、本 日の議案として上程させていただくものであります。

それでは、別紙をごらんください。

第1では、基本的な考え方として、農地等の利用の最適化を推進するためにも、それぞれの地域によって農地の利用状況が異なっていることから、状況把握に努めることなど最適化の推進を行うために指針を定めることを定義づけるものであります。

なお、指針の最終目標年度の設定等については、全国の農業委員会で標準となっている国で決定した「農林水産業・地域の活力創造プラン」、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」の活動計画等を基本としております。

2ページ目をごらんください。

第2では、具体的な目標と推進方法について定めるものでございます。

1といたしまして、遊休農地の発生防止・解消について。

(1) で遊休農地の解消目標を定めるものであります。

次に、(2) 具体的な推進方法でございますが、全国的に見て標準的な手法を準用して、 ①で管内を従来の調査担当区域で分け、農業委員と推進委員が連携して農地の利用状況調査 を行い、利用意向調査について協議、検討すること、さらには農地の所有者の意向を踏まえ 中間管理事業につなげることで、遊休農地の発生防止を図ることや、再生困難な農地と守る べき農地を明確化するとしております。

次に、3ページをごらんください。

2といたしまして、担い手への農地利用の集積・集約化について。

目標設定の考え方でございますが、1ページの基本的な考えに記載した国の活力創造プランの目標最終年度で、全農地の集積率8割となっていることから、これを目標値として設定した自治体もございますが、全国的に見れば、必ず一律とするものでもございません。

本市の指針案では、福島県農林水産部が平成26年3月に作成した農地中間事業の推進に関する基本方針で示された集積率75%で目標値を合わせております。

次に、具体的な推進方法でございますが、全国的に見て標準的な手法である農業委員及び 推進委員が地域での話し合いに参画し、農地の出し手、受け手の情報収集やマッチング等を 主として、人・農地プラン、中間管理機構との連携、利用権設定としております。

次に、4ページをごらんください。

3といたしまして、新規参入の促進について。

促進目標で、新規参入者は過去5年の実績をもとに、取得面積は過去5年のうち下限値で 同等だった平成26年及び30年をもとに単年度に平均して目標を設定しております。

次に、具体的な推進方法でございますが、全国的に見て標準的な方法の関係機関との連携、 企業参入の推進、フォローアップ活動としております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 事務局より説明がありましたが、ご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議なしの声が出ましたが……

緑川委員 わからない。違う枠でお願いします。今の場で言われても、なかなか読み切れない から。

塩田委員 これわからないよ、はっきり言って。

会 長 来月の総会でもう一度やりますか。

事務局長 実際には、指針は今もございまして、A4、1枚の指針が白河市として現在、準用されているわけでございます。このたび、委員の改選が行われ、2期目となったことで、全国的に今お渡ししておりますこの様式のものに変更していきたい、さらに年度別に目標面積を定めなさいということを受け、それにあわせて白河市も今回、面積並びに人数等の記載を、過去平均等を参考に入れさせていただき、改正しようとするものでございます。

目標の最終年度になりますが、先程の説明の中で、26年度に発表された国の指針に基づいておりますので、令和5年が最終年度になるというような設定になっております。当然、全農地の、福島県の指針が75%ということで担い手への目標集積面積を合わせておりますが、全農地の75%を集積するということは非常に難しい問題になります。ただ、指針で75と定めている以上、白河市としてもこれに合わせた目標値を設定しなければいけないというようなことから、この数値になってございます。

令和5年となった際に、その実績をもとに、また新たにそのときの実績に応じた新規計画、 または国・県のほうから新たな計画策定の指針が示されると思いますので、それに合わせた、 計画をつくっていかなければならないと思われます。

そのために、この目標に向けてどういう活動をするのか、またはどうすれば設定面積をクリアしていけるのかというようなことを、こちらにまとめさせていただいたものが、今回の指針ということでございます。

一通り、お目通りをいただきまして、来月総会にご意見等あればお寄せいただき、来月総会にもう一度お諮り申し上げて、ご検討、ご協議いただければと考えます。会長、いかがでしょうか。

会 長 ただいま今ではわかりにくい、これを持ち帰って検討したいという意見も出ておりますし、事務局のほうも、そのような方法も一つの方法でないかということでございますので、この件に関して、来月の総会に決定するということで諮ってどうでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議なしの声が出ましたので、来月の総会に再度審議するということで決定いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 委員からなしという声が出ました。

では、その他、事務局より報告等がございますので、事務局より提案願います。

事務局長 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

この後、総会終了後、農地中間管理事業の研修会を開催いたします。福島県農業振興公社より講師をお招きし、お話をいただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、連絡事項1点目になります。

お手元にお配りしておりますノートでございますが、委員活動の記録用にご活用いただき たいという趣旨で、県農業会議・全国農業新聞福島支局より送付があったものでございます。

2点目ですが、総会前に親睦会の年会費3,000円を納入いただきました。全員納められた と思いますが、お済みでない委員さんがおられましたら事務局までお願いいたします。

3点目です。農業者年金に関するお知らせになります。

年金基金より、今年度の農業者年金受給権者、現況届に関する書類が、直接受給者宛てに 送付されております。毎年、受給者の現況の把握、確認をするために実施されており、現在、 本庁舎、各庁舎、行政センターで6月末を提出期限として受け付けを開始したところでござ います。

4点目は、公共施設の受動喫煙防止対策に関するお知らせです。

市では、健康増進法の一部改正を受け、今年7月1日より公共施設の敷地内が全面禁煙となります。建物の中、外に関係なく、敷地内に駐車した車内の喫煙も全て対象となります。 加熱式のたばこも対象となりますのでご注意願います。

なお、市役所本庁舎、各庁舎、行政センター、上下水道施設は7月からの全面禁煙の実施 となりますが、このサンフレッシュ白河やスポーツ施設、公民館、コミネス、観光施設など の複合施設は第2種施設として区分され、来年の4月からの全面禁煙となります。いずれに しましても、来年4月からは、市の全ての公共施設が敷地内禁煙となりますので、ご理解、 ご協力をお願いいたします。

5点目ですが、会場後方に新委員さんへの作業服等を準備しました。配付対象となる新委員さんのお名前を記入し、ひもでくくっておりますので、研修終了後にお持ち帰り願います。 ほかの委員さんのものとお間違えのないよう確認の上、お持ち帰り願います。

6点目になります。本庁舎の耐震化工事及び大規模改修工事の関係で、農業委員会事務局の仮執務室が表郷庁舎2階となることは以前よりご案内しておりましたが、このたび移転スケジュール案が示されましたので、お知らせいたします。

7月ごろより徐々に書類等の搬入を開始し、お盆明けとなります8月19日、月曜日から、 表郷庁舎2階での執務開始となりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。 また、小委員会等でお間違えのないように、よろしくお願いいたします。

最後に、次回総会は6月28日、金曜日、午後2時より、こちらサンフレッシュ白河で開催 いたします。

連絡事項は以上になりますので、一旦、会長には総会を締めていただきまして、会場準備、 資料配付の間、休憩をおとりいただきまして研修に入りたいと思います。委員各位には引き 続きよろしくお願いいたします。

以上でございます。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

会 長 では、以上で本日の総会を終了いたします。

これをもちまして、令和元年第5回白河市農業委員会総会を閉会します。

(午後 2時56分)